

令和6(2024)年2月15日

栃木県環境審議会会長 山田 洋一 様

栃木県環境審議会自然環境部会長
江連 比出市

「栃木県ニホンジカ管理計画（七期計画）の策定について」等に対する意見について（報告）

このことについて、下記のとおり自然環境部会を開催し、慎重に審議した結果、別添のとおり答申しましたので報告します。

記

1 開催日時

令和6(2024)年2月15日（木） 午後2時から午後2時30分まで

2 開催場所

オンライン（事務局会場：栃木県庁昭和館多目的室2）

3 出席者

- 部会長 江連比出市
- 委員 加賀豊仁、金谷淳美、根本義夫、南木好樹、石川晴朗
- 専門委員 香川清彦、桑名満、清水淳子

令和6(2024)年2月15日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県環境審議会
会長 山田 洋一

答申書

令和5(2023)年11月22日付け自環第412-1号から4号で諮問を受けた下記事項について、当審議会において慎重に審議した結果、適切であると答申します。

記

- 1 栃木県ニホンジカ管理計画（七期計画）の策定について
- 2 栃木県イノシシ管理計画（五期計画）の策定について
- 3 狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）の捕獲等の禁止について
- 4 ニホンジカ及びイノシシに係る狩猟期間の延長について
- 5 ニホンジカ及びイノシシに係る禁止猟法の一部解除について

以上

自環第 412-1 号
栃木県環境審議会

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 第 1 項に基づき、下記の計画を策定するにあたり、同条第 3 項の規定において準用する同法第 4 条 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 栃木県ニホンジカ管理計画（七期計画）
- 2 栃木県イノシシ管理計画（五期計画）

令和 5（2023）年 11 月 22 日

栃木県知事 福 田 富 一

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、下記の区域において対象種猟鳥獣の捕獲等を禁止することについて、同条第 6 項の規定において準用する同法第 4 条 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 北高原山狩猟鳥獣(ニホンジカ・イノシシを除く)捕獲禁止区域
- 2 南古峰原狩猟鳥獣(ニホンジカ・イノシシを除く)捕獲禁止区域
- 3 大荷場狩猟鳥獣(ニホンジカ・イノシシを除く)捕獲禁止区域
- 4 古峰原狩猟鳥獣(ニホンジカ・イノシシを除く)捕獲禁止区域
- 5 前日光狩猟鳥獣(ニホンジカ・イノシシを除く)捕獲禁止区域
- 6 西大芦狩猟鳥獣(ニホンジカ・イノシシを除く)捕獲禁止区域
- 7 塩原南狩猟鳥獣(ニホンジカ・イノシシを除く)捕獲禁止区域
- 8 寺尾狩猟鳥獣(ニホンジカ・イノシシを除く)捕獲禁止区域
- 9 表日光狩猟鳥獣(ニホンジカ・イノシシを除く)捕獲禁止区域
- 10 茂木狩猟鳥獣(ニホンジカ・イノシシを除く)捕獲禁止区域
- 11 高館山狩猟鳥獣(ニホンジカ・イノシシを除く)捕獲禁止区域
- 12 塩原北狩猟鳥獣(ニホンジカ・イノシシを除く)捕獲禁止区域

令和 5 (2023)年 11 月 22 日

栃木県知事 福 田 富 一

自環第 412-3 号
栃木県環境審議会

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、第二種特定計画に係る狩猟期間を延長することについて、同条第 4 項の規定において準用する同法第 4 条 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和 5 (2023) 年 11 月 22 日

栃木県知事 福 田 富 一

自環第 412-4 号
栃木県環境審議会

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、第二種特定鳥獣に関し環境大臣が禁止する猟法を一部解除することについて、同条第 4 項の規定において準用する同法第 4 条 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和 5 (2023) 年 11 月 22 日

栃木県知事 福 田 富 一